

第 2 0 7 回板橋区都市計画審議会

令和 8 年 5 月 2 5 日（月）

1 1 階第一委員会室

I 出席委員

河 島 均	森 本 章 倫	宇 於 崎 勝 也
坂 井 文	佐 藤 伸 朗	村 尾 公 一
田中しゅんすけ	内田けんいちろう	いしだ 圭一郎
くまだ 智 子	小 柳 しげる	小日向 克 昭
笠 原 弘	久 保 秀 一	島 田 理 香
中 尾 美佐男	伊 崎 宏 明	勇 勢 欣一郎
前 田 隆 志	菅 原 淳 子	

II 出席幹事

区 長	副 区 長	都市整備部長
政策経営部長	産業経済部長	資源環境部長
土 木 部 長		

III 出席課長

都市計画課長	政策企画課長	産業振興課長
環境政策課長	土木計画・ 交通安全課長	公園整備担当 課 長
地区整備課長	工事設計課長	建築指導課長
建築安全課長		

IV 議 事

○第207回板橋区都市計画審議会

開会宣言

議 事

会長選任

会長代理指名及び座席指定

<報告> 1 東京における都市計画道路の整備方針について
資料 1

2 加賀史跡公園及び板橋緑地に係る都市計画の変更
(板橋緑地の面積訂正) について

資料 2

閉会宣言

V 配付資料

I 事前送付

1. 議事日程

2. 【資料 1－1】報告事項 1 東京における都市計画道路の整備方針について

【資料 1－2】報告事項 1 東京における都市計画道路の整備方針概要版

3. 【資料 2－1】報告事項 2 加賀史跡公園及び板橋緑地に係る都市計画（板橋緑地の面積訂正）について

【資料 2－2】報告事項 2 都市計画原案[訂正] 東京都市計画緑地第 9 号板橋緑地の変更（板橋区決定）

【資料 2－3】報告事項 2 都市計画法第 16 条第 1 項に基づく都市計画原案の縦覧結果と公聴会に代わる説明会の結果

【資料 2－4】報告事項 2 訂正内容の新旧対照表

II 机上配付

1. 板橋区都市計画図
2. 板橋区用途地域図
3. 板橋区都市計画審議会委員名簿
4. 板橋区都市計画審議会幹事等名簿
5. 座席表
6. 東京都板橋区都市計画審議会条例
7. 東京都板橋区都市計画審議会条例施行規則

III 閲覧資料

1. 板橋区の都市計画

午後２時００分開会

○都市整備部長 皆様、こんにちは。

本日は、御多忙のところ板橋区都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の冒頭の進行役を務めさせていただきます都市整備部長の内池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、ただいまより板橋区都市計画審議会委員の委嘱状の交付を行いたいと思います。

板橋区都市計画審議会条例第３条第１項の規定により、学識経験者の皆様、住民委員の皆様、区議会議員の皆様におかれましては、去る３月３１日及び５月２１日をもって任期満了となっております。また、関係行政機関の方の中には人事異動がございました。このため、今回新たに委員となりました方々に御委嘱を申し上げるものでございます。

それでは、坂本区長、よろしくお願いいたします。

〔委嘱状伝達〕

○都市整備部長 以上で、委嘱状の交付を終わります。

ここで改めまして、都市計画審議会の現在の委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元の委員名簿を御覧ください。掲載順に御紹介させていただきます。

河島均委員でございます。

森本章倫委員でございます。

宇於崎勝也委員でございます。

坂井文委員でございます。

佐藤伸朗委員でございます。

藤井さやか委員にございましては、今日、まだ連絡いただいていけませんので遅れてきている可能性がありますので、後ほどまた来られた際に御紹介させていただきます。

村尾公一委員でございます。

続きまして、田中しゅんすけ委員でございます。

内田けんいちろう委員でございます。

いしだ圭一郎委員でございます。

くまだ智子委員でございます。

小柳しげる委員でございます。

小日向克昭委員でございます。

笠原弘委員でございます。

久保秀一委員でございます。

島田理香委員でございます。

中尾美佐男委員でございます。

伊崎宏明委員でございます。

佐藤高志委員でございますが、本日は御欠席の御連絡をいただいているところでございます。

続きまして、勇勢欣一郎委員でございます。

続きまして、鈴木清人委員でございますが、本日、御欠席の御連絡をいただいております。

続きまして、前田隆志委員でございます。

菅原淳子委員でございます。

以上で、都市計画審議会委員の御紹介を終わります。

続きまして、坂本区長から御挨拶を申し上げます。

○坂本区長 皆様、こんにちは。大変お忙しい中を今日はどうしてお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。皆様には、都市計画行政のみならず、区政全般にわたりまして御指導いただいておりますことを重ねて感謝を申し上げます。

ただいま委嘱を申し上げました皆様には、快く委員を承諾いただきまして、誠にありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

これまで委員の皆様方におかれましては、数多くの議案を御審議いただき、その都度的確な御意見をいただくなど、板橋区の都市計画・将来のまちづくりに対してお力添えをいただいております。今後とも、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、報告案件が2件でございます。

「東京における都市計画道路の整備方針について」、また、「加賀史跡公園及び板橋緑地に係る都市計画の変更（板橋緑地の面積訂正）について」の報告でございます。

本日は、以上２件となりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

○都市整備部長　ありがとうございました。

恐縮ではございますが、坂本区長は公務の都合がございまして、これで退席させていただきます。

〔坂本区長退席〕

○都市整備部長　引き続きまして、事務局より連絡がございます。

理事者側におきまして、４月１日付けで都市計画所管の副区長が波多野副区長に交代しておりますので、御紹介申し上げます。

波多野真樹副区長でございます。

○波多野副区長　この４月に副区長を拝命しました波多野です。委員の皆様の御意見を踏まえて、しっかりまちづくりを進めていきますので、どうかよろしくお願いします。

○都市整備部長　ありがとうございました。

○都市計画課長　続きまして、都市計画課長の伊東でございます。

資料の確認をお願いしたいと存じます。

資料は、事前に送付させていただいたものと、本日机上配付させていただいたものと２種類ございます。

事前に送付させていただいたものでございますけれども、議事日程、資料１－１から資料１－２まで、資料２－１から２－４までとなります。

そのほかの資料といたしましては、当日資料といたしましては、板橋区都市計画図、板橋区用途地域図、板橋区都市計画審議会委員名簿、板橋区都市計画審議会幹事等名簿、座席表を机上配付させていただいております。

都市計画図、用途地域につきましては、必要に応じてお持ち帰りいただければと存じます。

また、参考資料といたしまして、冊子になっております板橋区の都市計画を置かせていただいております。こちらは閲覧用となっておりますので、お帰りの際は机の上に置いたままでお願いいたします。

今回新たに御委嘱を申し上げた委員の方には、東京都板橋区都市計画審議会条例、東京都板橋区都市計画審議会条例施行規則を配付させていただいております。

お手元の資料を御確認いただき、不足等がございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。よろしいでしょうか。

次に、本審議会の公開について御説明いたします。

本審議会は、本審議会条例施行規則第3条第1項に基づきまして、公開となっております。

審議内容につきましては、発言委員の氏名、発言内容、本日の資料、議事録及び委員名簿を公開させていただいております。

本日の資料と議事録につきましては、後日、図書館等で文書にて公開し、また、ホームページ上でも公開する予定です。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市整備部長　ただいまから第207回板橋区都市計画審議会を開始いたします。

本日は、委員数23名のところ、現在出席委員数は20名でございまして、開会に必要な委員の2分の1以上の御出席をいただいております、会議は有効に成立しております。

本来、本審議会は会長が議長の任を担うこととなっておりますが、このたびの改選に伴いまして不在となっております。そのため、会長選出までの間、都市整備部長の私が進行役を務めさせていただきます。

なお、会長の選出についてでございます。

本審議会条例第4条第1項の規定により、会長は学識経験者の委員のうちから定めることとなっております。いかがお取り計らいいたしましょうか。御意見がございましたら、お願いいたします。

笠原委員。

○笠原委員　笠原です。

会長には、専門的な経験・見識ともに豊かで、前任期におかれましても会長を務められ、議事を円滑に進行していただきました河島委員に引き続きお願い

したいと思います。

○都市整備部長 ありがとうございます。ただいま、河島委員にお願いしたいとの御意見がございました。いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○都市整備部長 異議がないようでございますので、河島委員、お引受けいただけますでしょうか。

○河島委員 はい、お引受けいたします。

○都市整備部長 それでは、会長は河島委員にお引受けいただきたいと存じます。会長席への御移動をお願いいたします。

〔河島会長、会長席へ移動〕

○都市整備部長 それでは、ここで河島会長に会長就任の御挨拶をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま皆様の御推挙をもって、引き続き会長を務めさせていただくことになりました河島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

板橋区の都市計画行政、つい先ごろ都市づくりビジョンを改定されまして、従来とは一味違った形で、都市デザインを基軸として、これからの都市づくり・まちづくりを進めるという方針を定めております。私は、大変意欲的な考え方ではないかというふうに思います。

ぜひ、そういった板橋区の意欲的なまちづくり・都市づくりの取組を今後とも大いに応援していきたいと、そんな心持ちを持ちながらこの都市計画審議会を運営していきたいと思っておりますので、どうぞ皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○都市整備部長 ありがとうございます。

これ以降の会議の進行は会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

○会長 はい。

それでは、まず本審議会条例第4条第3項に基づき、会長代理を指名したいと存じます。

森本委員、会長代理をお願いできますでしょうか。

○森本委員 お受けいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、会長代理として森本委員を指名させていただきます。森本委員、どうぞ会長代理席のほうへお移りください。

〔森本会長代理、会長代理席へ移動〕

○会長 次に、委員の皆様の座席につきましては、本審議会運営規定第4条により会長が定めることとなっております。

本日は、現在の座席をもって委員の皆様の座席順といたしますので、どうぞ御了承ください。

なお、次回以降の座席表については、後ほど事務局よりお配りいたします。

また、本審議会条例施行規則第4条第2項に基づきまして、署名委員を指名させていただきますと存じます。

宇於崎委員にお願いいたします。

○宇於崎委員 はい。

○議長 よろしく申し上げます。

これより議事に入ります。

報告事項1「東京における都市計画道路の整備方針について」の説明をお願いいたします。

○都市計画課長 それでは、東京における都市計画道路の整備方針につきまして、御説明させていただきます。

資料1-1と資料1-2がございまして、まず、お手元の資料1-1を御覧ください。

項番1「はじめに」でございます。

東京都、特別区及び26市2町では、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、優先的に整備すべき路線を定めた「都市計画道路の整備方針（事業化計画）」を過去4回にわたりまして策定し、事業の推進に努めてまいりました。

第四次事業化計画では令和7年度までというところもございまして、社会情勢の変化を踏まえるとともに、東京が目指すべき将来像を実現するため、新たな「東京における都市計画道路の整備方針」を策定する必要がございまして、今回、作成した状況がございまして御報告させていただきます。

次に、項番 2「整備方針」でございます。こちらは資料 1－2 のカラー刷りの概要版のほうを御覧ください。

まず、1 ページ目、御覧ください。

東京の都市計画道路は約半世紀で約900kmが整備され、令和 5 年度末時点で都市計画道路延長約3,200kmのうち約65%の約2,100kmが完成しております。

次、2 ページ目でございます。社会情勢の変化として、激化する国際競争、気候危機の深刻化、人口減少と少子高齢化、道路に求められるニーズの多様化など、今後の道路整備を検討する上で考慮する必要がございます。

次、3 ページ目から 4 ページ目を御覧ください。

基本理念といたしまして、「都市計画道路ネットワークを形成・充実し、次世代を見据えた円滑な自動車交通と良質な歩行者空間が共存した都市を実現」としておりまして、4 つの基本目標を定めており、それぞれ御覧のようなイメージ図で示されております。

「都市の強靱化」、「人やモノの自由な移動」、「安全で快適な道路空間の創出」、「都市環境の向上」を掲げてございます。

次の 5・6 ページ目を御覧ください。

「整備方針に定める基本的事項及び策定手順」といたしまして、未着手の都市計画道路を対象に、「優先整備路線」、「計画内容再検討路線」、「廃止候補路線」等を位置づけるとともに、今回から完成済みの都市計画道路等を新たに対象といたしまして、道路空間の再編を都内に展開するため、一番左側にありますリーディング路線を選定しております。

板橋区内におきましては、計画内容再検討路線、廃止候補路線、リーディング路線の該当路線はございません。

優先整備路線等の計画期間は令和 8 年度から令和 22 年度までの 15 年間と定め、社会情勢の変化等に対応するため、計画期間内の中間年次におきまして必要な検証を行っていくこととしております。

また、事業認可を取得することで事業着手となりますが、優先整備路線に選定した路線は、その目標年次が令和 22 年度までとなっております。

続きまして、また資料 1－1 のほうに戻らせていただきまして、こちらの 2 ページ目を御覧ください。

項番3「整備方針の構成」の「(2) 優先整備路線の選定（第五次事業化計画）」を御覧ください。

①優先整備路線は、先ほど御紹介した4つの基本目標を踏まえまして、整備効果、需要性、緊急性を考慮いたしまして、広域的な視点と地域的な視点による6つの選定項目を設定いたしまして、都と区市町の役割分担のもとで検討を行いました。

都施行路線につきましては、2ページ目の中段にある表にありますように、青緑色の都全域に広域的な視点による項目選定が1から5項目に、複数該当する路線を基本といたしまして、区施行路線につきましては、茶色のところございまして、この2から6項目に該当する路線の中から、区の実情を踏まえまして選定いたしました。

②の区内の優先整備路線といたしましては、7路線ございます。

内訳といたしましては、この青色の部分は、都施行2路線でございます。1つ目が都—30、福寿通りである補助86号線、もう一つが都—45、松月院通りである補助203号線でございます。区間の違いはございますけれども、第四次事業化計画から継続路線となっております。

続きまして、下の赤色の部分でございますけれども、区施行でございまして、区—35、城北中央公園につながる補助234号線と、区—37、七軒家通りの補助244号線につきましては、第四次事業化計画から継続路線となっております。

今回の整備方針により新たに選定した路線は、区—34、帝京大学病院前の通りでございます補助87号線、区—36、富士見街道等でありまして補助240号線、区—38、西徳通りでございます補助249号線が新たに選定されております。

補助87号線につきましては、中山道から第三次救急施設でございます帝京大学病院へのアクセス向上が見込めること、延焼遮断帯として地域の防災性を向上させること、帝京大学病院から東側の区間は令和3年度に事業完了しておりますけれども、その路線に連続しておりまして、事業の継続性の観点から選定させていただいております。

補助240号線につきましては、富士見街道、通称エスビー通りと言われておりますけれども、延焼遮断帯としての地域の防災性の向上をさせるということですか、現道の区間はバス路線が結構ありまして、非常に交通量が多い状況も

ございます。また、歩道幅員が十分確保されていない路線でもございますし、バリアフリー基本構想の重点整備地区に指定されているということから、今回の整備によりまして地域の安全性に寄与することから設定しております。

補助249号線につきましては、現在事業中の区間が新大宮バイパスと接続することで環状八号線から新大宮バイパスまでつながるため、利便性が向上いたしまして、交通量の増加が見込まれること。こちらも延焼遮断帯としての地域の防災性を向上させます。

また、現道の区間の一部はバス路線、未整備の歩道空間が存在しておりまして、整備により地域の安全性に寄与することなどから選定させていただいております。

最後に、項番4、3ページ目でございますけれども、「策定までの経緯」でございます。

資料の記載のとおりでございますけれども、令和8年3月30日に公表してございます。今後は、整備方針に基づきまして事業を実施する部署と情報共有を図りながら都市計画道路の整備を推進していくこととなります。

説明は以上となります。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見・御質問をお受けします。御意見・御質問がございましたら、挙手をお願いします。

よろしいですか。

では、私から確認しますが、今日机上配付していただいている都市計画図は、令和8年4月現在で、この凡例を見ると、この第五次事業化計画優先整備路線はピンク色に塗られて、もう既に表示されているようですね。

○都市計画課長 お手元の都市計画図の一番下のピンク色の路線が、新しく指定されたものが記載してございます。

○議長 今日の説明資料だと、場所がはっきりしないような部分があるけれども、これを見るとよく分かりますので。

特に御質問・御意見ございませんでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤（伸）委員 先ほど東京における都市計画道路の整備方針概要版の1ペー

ジのところで、東京全体で現在65%の完成率というお話がございましたけれども、板橋区に限ってだと、どこら辺まで進んでいるのか。そういう数字がもし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 板橋区におきましては、現在の段階でございますけれども、69%という状況で、若干平均よりは上を行っている状況でございます。

○議長 ほかにはよろしいですか。

佐藤委員。

○佐藤（伸）委員 今回、第五次の計画で区施行の路線が新しく何路線か加わっておりますけれども、これは区のほうの道路整備事業のかなりやる気を示したものだと思っておりますけれども、区の意気込みなどもしあったら、お話しいただければと思います。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 まず、補助87号線がございまして、こちらが帝京大学病院と中山道がつながる道路でございます。こちら、今、現道がないところの中を抜けていく状況がございまして、こちらの地域は昔から木造密集地域という地域でございまして、一度木密事業は完了しておるんですけれども、なかなかまだ全体的にはより改善をしていく必要があるという認識の中で、今回、こちらの道路が整備されますと、防災性の向上はもちろん、また、帝京大学病院につながる緊急輸送道路となりますし、この先には中学校もございまして、避難場所ということもありますので、そういう面でもより防災性が向上すること以外にも、石神井川沿いが、桜の咲く時期は結構人気がございまして、そちらの観光的な要素、今後、また史跡公園等も整備していく中で必要な道路であると認識してございます。

そのほかにも、補助234号線がございまして、こちらは上板橋駅の南口の再開発のほうから川越街道に向かって抜けてくる状況がございます。その連続性を考えましても、補助234号線についても今年度から地元のほうにも入らせていただいて、事業説明及び測量説明会をさせていただく予定でございます。順調にいけば、来年度事業認可取得、その後、用地補償説明会等が進んでいければというところの中で、また、城北中央公園に抜けていく道でもございますので、

こちらも、当然、防災性が向上するという視点もございます。

補助240号線でございます、これは富士見街道、通称エスビー通りと言われているところでございます、こちらも常に渋滞している道路でございます。歩道も一部かなり狭いようなところもございますので、今回、優先整備路線に指定させていただいて改善できればと考えてございます。

○議長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

小柳委員。

○小柳委員 よろしく申し上げます。

今回、整備方針の中では、板橋区内にはリーディング路線に選定される路線というのはなかったというふうに聞いているのですけれども、このリーディング路線が板橋区内でまた選定される可能性と、そして、今、板橋区はウォークブルなまちづくりと言ってやっているところで、またこういったことについて、都に対して検討を求めていくということもあり得るのかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 リーディング路線でございますけれども、今回選定していない状況ではございますけれども、今後は地域のまちづくりへの貢献という面では、地域交通の結節点となる主要な駅周辺ですとか、今、いろいろなまちづくりが進んでおりますけれども、その中でウォークブルなまちづくりという視点もございます。

ただ、周辺の道路ネットワークの形成状況ですとか、将来的な状況を含めた交通影響等を確認していくということも行いながら、道路によって違いますけれども、道路管理者とも連携しながら進めていける状況がございましたら、また、今回の整備方針は、15年という長い計画ですけれども、その中間年次に必要な検証をする状況がございますので、そのような路線がございましたら、引き続き検討しながら進めていく状況があれば、進めていきたいと考えてございます。

○議長 くまだ委員。

○くまだ委員 よろしく申し上げます。

補助の240号線、これはこの計画の中では距離が一番長いのかなというふうに思っております。

ここは私もよく通りますけれども、非常に道路が狭くて、この長いところを恐らく拡張していく、幅を広げていくということになるかと思うのですが、かなり時間がかかるのかなというふうに思っています。

先ほどの御説明の中で、令和8年度から22年度までの間にということですが、これはもちろん工事が終わるというわけではなくて、着手をしますよということだというふうに理解しているのですが、この着手をする、すごく単純な質問なんですが、着手をするというのは、何をもって着手をするということになるのか。住民の皆さんに説明を始めるのが着手なのか、土地を買い上げたりしなくちゃいけないのかなと思うので、そういうことなのか、どのような形で動き始めたときに着手をしたということになるのかということをお教えください。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 着手の考え方でございまして、基本的には事業認可を取得することであり、事前にも、説明会等を実施する認識でございます。

○議長 よろしいですかね。

ほかにはいかがですかね。

よろしゅうございますか。

先ほど委員からお話しございましたけれども、今回、区のほうもかなり意欲的に見直し路線を選定されたということのようです。もちろん、地元の住民の皆さんにもしっかりと理解をいただきながら進めていくべきものだと思いますけれども、こういう意欲を持って前に進めるということ、その姿勢がとても大事だと思いますので、ぜひ、今後、うまく進めていただきたいというふうに思います。

今回は報告事項ということでございますので、本件については報告を承ったということにいたしたいというふうに思います。

続いて、報告事項の2「加賀史跡公園及び板橋緑地に係る都市計画の変更（板橋緑地の面積訂正）について」、所管課より説明をお願いします。

公園整備担当課長。

○公園整備担当課長 公園整備担当課長でございます。本日はよろしくお願いいたします。

たします。

本日は、前回の都市計画審議会でご報告させていただきましたが、第205回都市計画審議会でご報告させていただきました加賀史跡公園及び板橋緑地に関する都市計画変更案につきまして、板橋緑地について、報告資料に記載の誤りがございましたので、訂正させていただいたもので改めて報告させていただくものでございます。

本件につきましては、当方の十分な確認を行わなかったことにより誤った内容による報告を以前行ってしまう、改めまして誠に申し訳ございませんでした。資料に沿って御報告させていただきます。

資料は2－1から2－4を使用いたします。主に2－1を御覧になってください。

まず、項番（１）「本報告事項の主な訂正内容」でございます。項番（１）の正誤表を御覧になってください。

前回の第206回都市計画審議会の際にも事前にお話しさせていただきましたが、誤って報告した主な内容は板橋緑地の都市計画変更後の面積となります。

第205回の都市計画審議会では、板橋緑地の変更後の面積を「約13.8ha」と記載して報告いたしましたが、正しくは「14.2ha」となります。

項番（２）「記載の誤りが生じた主な理由」でございます。

板橋緑地の全体面積の算出には、東京都から提供いただきましたGISデータを用いております。このGISデータは板橋緑地の都市計画区域の情報を内包する地理情報システムのデータであり、このGISデータから板橋緑地の区域の面積を今回算出しております。

板橋緑地の区域は東西に2つに分かれており、それぞれの区域の面積を合計することで板橋緑地全体の区域となります。

今回、東京都から受領したGISデータの面積をエクセルなどに直接データ変換することが不可能だったので、東西2つの区域の面積をそれぞれ画面上に表示させ、目視で読み取った上で、電卓を用いた計算をする必要がございました。GISデータを目視により読み取る際に見間違いが生じ、誤った数値を用いて合算した結果、板橋緑地の面積の誤りが生じてしまったものでございます。

今後は、面積根拠資料のより一層の見える化や、組織としてのチェック体制

の構築を徹底するなど、再発防止に努めてまいりますので、今後ともよろしく
お願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

続きまして、項番２「板橋緑地に関する都市計画変更について」説明させて
いただきます。

こちらは第205回の都市計画審議会の内容の振り返りとなる部分もありますが、
再度説明させていただきます。こちらは資料２－２も併せて御覧になってくだ
さい。

板橋緑地は区南部を横断する形で東西に分かれておりますけれども、石神井
川両岸に位置し、桜、河川、公園等の連続的な緑空間として魅力的な景観を形
成しており、緑豊かな中を散歩やウォーキングなどで利用するなど、地域住民
の快適で質の高い生活環境の創出や都市の魅力向上に寄与しています。

今回の都市計画変更は、本緑地の加賀地区に存在する区立加賀公園と緑道の
一部がこれと同時に第205回に報告させていただいた加賀史跡公園の都市計画の
空間と重複するため、今回の都市計画変更により重複部分を除外するものでご
ざいます。

また、重複削除に伴う0.53ヘクタールの減算に加えて、過去の面積計算誤差
の0.66ヘクタールほどを是正し、正確な面積14.2ヘクタールへ修正するもので
ございます。

具体的には資料２－１の裏面を御覧になってください。黄色地で黒いドット
の３か所の削除区域がございますけれども、右下の大きな箇所が既存の加賀公
園の箇所で重複する部分であって、それ以外の２つが石神井川緑道の重複部分
となります。

資料が飛んでしまって申し訳ないのですが、資料２－４を御覧になっ
てください。

こちらの資料２－４が、第205回から訂正させていただくものをまとめた資料
となります。先ほど申し上げたとおり面積の訂正を要するため、赤枠で囲われ
ている部分、右側が訂正前のもので、左側が訂正後のものになりますけれども、
赤枠で示した部分を訂正しております。具体的には、記載のとおり13.8haから
14.2haへの変更でございます。

また、あわせて東京都とこちらについて連絡調整を進めていった結果、この

タイミングで変更理由の表現、黄色い枠の部分でございすけれども、こちら
も修正させていただきたく、今回、載せているところとございす。

続きまして、資料２－１を御覧になっていただければと思ひます。

裏面の２ページ目の「これまでの経緯」でございすが、これまでの経緯に
つきましては、こちらの史跡公園ができる過程を示させていただいておりま
すけれども、こちらは記載のとおりとなりますので、説明は割愛させていただ
きます。

続きまして、項番の４「都市計画原案の縦覧等結果」でございす。こちら
は資料２－３を御覧になってください。

今回、「都市計画原案の縦覧結果と公聴会に代わる説明会の結果」というこ
とで、９号の板橋緑地の訂正の内容を再度縦覧させていただきました。公告日
は４月７日で、縦覧期間は４月７日から令和８年４月２１日までの２週間でござ
いす。

縦覧方法につきましては、区役所の窓口、土木部みどりと公園課で窓口で書
面を据えた方法とホームページでインターネットを利用しての表示する方法で
ございしました。

縦覧結果ですけれども、窓口に来ていただいた方は０名でございまして、イ
ンターネットで縦覧していただいた方は延べ５６名でございしました。

公聴会に代わる説明会につきましては、４月２１日、夕方６時から植村記念加
賀スポーツセンターの第１会議室で行いまして、２名の方が参加していただき
ました。こちら、都市計画に関する質問については特段ございせんでした。

最後に、資料の２－１に戻りまして、「今後のスケジュール」でございす。

資料にもありますとおり、令和８年、今年の７月に都市計画（案）の公告・
縦覧、意見書の募集をさせていただいた後、同年の９月の都市計画審議会に付
議させていただきます。その後、都市計画決定・告示、事業認可と進めさせて
いただく予定でございす。

すみません。資料が飛んで申し訳ございせんでしたが、資料の説明は以上
となります。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問・御意見をお受けしたいと思ひます。

御質問・御意見がございましたら、挙手をお願いします。

いしだ委員。

○いしだ委員 2点ほどお聞かせ願いたいと思います。

まず最初、(1)の部分のお話ですけれども、目視による入力ミスという説明があったかと思いますが、今後、チェック体制の構築をしっかりとしていくというふうに説明があったと思いますが、まずそこを、今までのやり方と今後のチェック体制の構築、どのようにお考えなのか、教えていただきたいと思います。

○議長 公園整備担当課長。

○公園整備担当課長 公園整備担当課長でございます。

こちらは決裁権者の中で確認する過程で、この面積の確認のミスというものがあつたのは事実でございます。

今回、目視による計算のミスというところはあつたのですけれども、東西に分かれてそれぞれの数値があるものを、きちんとそれぞれの根拠というものを十分に資料で確認しきれなかった部分がありましたので、内容を確認する過程で面積の根拠になるようなものや計算の根拠というものをきちんと見える化して確認をしていきたいと思っています。

また、チェックする体制も、係長、課長というそれぞれの役だけでなく、第三者もきちんと見られるように、ほかの係員にも確認してもらうとか、そういった体制を構築したいと思っております。

○議長 いしだ委員。

○いしだ委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一つなんですけれども、2のほうの部分で御説明がありましたけれども、今回は間違っていることが発覚したのでこのように訂正したと思うのですけれども、もしこれが分からないまま進んでいったときに何か弊害があるのか、教えていただきたいと思います。

○議長 担当課長。

○公園整備担当課長 そうですね。面積が間違っていた時点で変更することはもちろん必要だと思うのですけれども、特に事業認可を下ろさせていただいた後に気づいて変更となりますと、また、再度、都市計画の変更とか大変煩雑な手

続になってしまったと考えられます。このタイミングで、案が決定する前に訂正させていただいたことは、確認できたのはよかったかなと考えております。

○議長 ほかにはいかがでしょうか。

内田委員。

○内田委員 よろしく申し上げます。質問というよりも意見です。

このミスに関してはもう気をつけてくださいとしか言いようがないものじゃないかなと思うのですが、そもそもこれを区民の方が御覧になったり、説明会に参加して気づくということは難しいのじゃないかなと思うので、それはもう内部で徹底して対策を取っていただくほかないと思います。

それと同時に、窓口やインターネットで御覧になる方の数が少ないこと、これは、区民の方は区にお任せしているというか、信頼しているからこそこういった結果が出ているとも取れると思うのですね。であれば、されど数値の間違いだと思うので、ここは徹底して丁寧に進めていただくということが本当に大事なことだと思っています。なので、本当に気をつけていただきたいというのが私の意見でございます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、報告事項2について、今、委員の皆様から今後こうしたミスがないようにということで、しっかりと間違いのない事務手続を進めるべきだという要請がございました。ぜひその声を肝に銘じて、今後の都市計画に関する事務手続をミスのないように進めるようお願いをしたいというふうに思います。

本件につきましては報告事項ということでございますので、本件につきましても報告を承ったということにしたいと思います。

本日の予定された議事については、以上で終了いたします。

ここで事務局より次回の座席表をお配りします。少々お待ちください。

〔資料配付〕

○議長 次回以降につきましては、ただいまお配りした座席配置としたいと思いますので、どうぞ御了承ください。

以上をもちまして、第207回板橋区都市計画審議会を閉会いたします。

午後2時54分閉会